

## 学校給食の無償化を求める意見書（案）

憲法は第26条で、教育基本法は第4条で、学校教育法は第6条でそれぞれ義務教育の無償を定めている。

しかし実際には、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などを家庭が負担しており、2018年度学校給食実施状況等調査では全国平均で小学校が年間に47,773円、中学校が54,351円と給食費が最も多くなっている。

文部科学省の事務次官通達では、食材費の負担を必ずしも保護者に求めなくてもよい旨が記載され、政府も国会で、義務教育の無償化をできるだけ早く広範囲に実現したいということ、学用品、学校給食費、できれば交通費も無償対象にとの答弁を行っている。

茨城県においては、北茨城市、潮来市、神栖市、城里町、大子町、河内町が自治体独自で無償化を実施しているものの、県内市町村の8割超が実施に至っていない。

2005年に食育基本法が制定されたことにより、学校給食法が大きく改正され、食育推進のための学校給食が学校教育の重要な柱とされており、その充実をはかることが求められる。

加えて、新型コロナウイルス感染症による家計への影響、ロシアによるウクライナ侵略の影響による物価高騰などで、経済的負担を軽減する必要性は高まっている。

よって、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育推進の効果も大きい給食費の無償化への支援を国の政策として行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

（提出先）

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長